

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。



# 小規模事業者 持続化補助金の 募集を開始しました

募集期間

受付締切

平成29年5月31日(水)まで

●本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変等)などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

補助対象者	<b>商工会地区で事業を営む小規模事業者</b> ※小規模事業者とは 卸売業・小売業 サービス業(宿泊業・娯楽業以外) サービス業のうち宿泊業・娯楽業 製造業その他 ※商工会議所の管轄地域で事業を営む方は、別途、商工会議所が公表する公募要領をご覧ください
補助対象事業	<b>経営計画に基づき、商工会の支援</b> を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な <b>販路開拓</b> あるいは販路開拓とあわせて行う業務効率化(生産性向上)
補助率等	<b>1件当たりの補助上限額 50万円(補助率2/3)</b> ※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合：上限100万円～500万円(連携小規模事業者数による)
補助対象経費	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪車両購入費(買い物弱者対策に取り組む事業のみ) ⑫委託費 ⑬外注費

## 補助対象となり得る取組事例のイメージ

- ①新たな販促用チラシの作成、配布
- ②新たな販促用PR  
(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
- ③商談会、見本市への出展(海外の商談会・展示会含む)
- ④店舗改装  
(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)

- ⑤商品パッケージ(包装)の改良
- ⑥ネット販売システムの構築
- ⑦移動販売、出張販売
- ⑧新商品の開発
- ⑨景品、販促品の製造、調達 など



※詳しくは公募要領をご覧ください。

## 応募・問い合わせ先

### 岐阜県商工会連合会 企業支援課

問い合わせ対応時間/9:00～12:00 13:00～17:00(土日祝日除く)

TEL.058-277-1074 FAX.058-274-7655

http://www.gifushoko.or.jp/ E-mail kenren@ml.gifushoko.or.jp

※公募要領は上記ホームページからダウンロードできます

岐阜県商工会連合会

検索

## ご相談は商工会まで

申請に際しては最寄りの商工会による確認書類が必要となります。最寄りの商工会で所定事項を記入した添付用紙を得た後、併せてご提出ください。

※確認書類の発行には日数を要しますので余裕をもってお越しください。



このチラシは岐阜県の補助を受けて作成しました。